

# 羽衣国際大学 自己点検・評価委員会規程

規程番号 033-01

平成6年4月1日 制定・施行  
令和6年11月12日 一部改正・施行

## 目 次

- 第1条 (設置)
- 第2条 (任務)
- 第3条 (方法及び項目)
- 第4条 (組織)
- 第5条 (専門委員会)
- 第6条 第4条第1号から第11号に規定する委員の任期は、その役職の在任期間とする。
- 第7条 (委員長・副委員長)
- 第8条 (招集等)
- 第9条 (諮問)
- 第10条 (事務)
- 第11条 (雑則)
- 第12条 (規程の改廃)

### (設置)

第1条 羽衣国際大学学則第2条に基づき、自ら点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、羽衣国際大学（以下「本学」という。）の教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を実施する。

2 委員会は、自己点検・評価の過程を通して、本学の将来計画（中期計画等）に反映させるものとする。

### (方法及び項目)

第3条 自己点検・自己評価の方法及び実施項目は、法令に基づき受審する認証評価の方法及び項目に準じるものとする。

### (組織)

第4条 委員会は大学に関し広く高い見識を有する者のうちから、学長が任命する次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（副学長を置く場合）
- (3) 事務局長
- (4) 各学部長
- (5) 各学科長
- (6) 各研究所長
- (7) 教学委員会委員長
- (8) 入試委員会委員長
- (9) キャリア委員会委員長
- (10) FD委員会委員長
- (11) 各事務局責任者
- (12) その他学長が指名する教職員

### (専門委員会)

第5条 委員会は、専門の事項を評価するために、委員会のもとに、専門委員会を置くことができる。

(任期)

第6条 第4条第1号から第11号に規定する委員の任期は、その役職の在任期間とする。

2 前項の委員の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第4条第12号に規定する委員の任期は、学長が委嘱する期間とする。

(委員長・副委員長)

第7条 委員会は、学長を委員長とし、学長の指名による副委員長2名を置く。

2 委員長は、委員会の職務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代理する。

(招集等)

第8条 委員会の招集は委員長が行い、議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(諮問)

第9条 委員会は、必要があるときは、関係者から意見を聞くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は総務課において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、企画運営本部会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月12日から施行する。